

設備整備事業の申請先

【感染症設備整備事業補助金メニュー】

- ①帰国者・接触者外来等設備整備事業（埼玉県・さいたま市）
- ②感染症検査機関設備整備事業（埼玉県・さいたま市）
- ③入院医療機関設備整備事業のうち、個人防護具のみ（埼玉県・さいたま市）
- ④入院医療機関設備整備事業のうち、個人防護具以外（埼玉県のみ）
- ⑤重点医療機関等設備整備事業（埼玉県のみ）
- ⑥救急・周産期・小児医療体制確保事業（埼玉県のみ）

対象事業

さいたま市内の医療機関

令和3年度に新型コロナウイルス感染症設備整備事業補助金の申請を行ったことがある

令和3年度に新型コロナウイルス感染症設備整備事業補助金の申請を行っていない

ア) ①～⑥で埼玉県に申請を行った事業については埼玉県へ変更申請を行ってください。

イ) ①～③でさいたま市に申請を行った事業についてはさいたま市へ申請を行ってください。

ウ) ア・イ以外の場合で令和3年度に初めて申請を行う補助事業については埼玉県へ申請を行ってください。

埼玉県に申請を行ってください。